

臨時休業等の非常措置について

台風などにより、「京都・亀岡」に『暴風警報』が発令された場合は、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に充分注意してください。

記

〔登校前に発令された場合〕

1. 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。
2. 『暴風警報』が解除された場合

午前7時までに解除になった場合	平常授業 〔給食はあります。〕
午前9時までに解除になった場合	3校時〔10:55〕から授業 〔給食はあります。〕
午前11時までに解除になった場合	5校時〔13:50〕から授業 〔給食はありません。〕
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

※ 登校については、集団登校となります。登校班で登校させてください。

【在校中に発令された場合】

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況等を充分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

- ★ 帰宅させる場合は、「集団下校」します。
- ★ 児童館に行っている児童は、児童館には行かずに集団下校で帰宅します。
(留守家庭は、帰宅できるように子どもたちへの連絡よろしくお願ひします。)
- ★ 塾や習い事をしている児童は、塾や習い事には参加せず、帰宅する体制をとります。

以上、お子たちにもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。